

公 告

令和4年度都市構造再編集中支援事業牛津駅前広場整備工事について、小城市建設工事条件付一般競争入札実施要領に基づき条件付一般競争入札（事後審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和5年2月17日

小城市長 江里口 秀次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 令和4年度都市構造再編集中支援事業 牛津駅前広場整備工事
- (2) 工 事 場 所 佐賀県小城市牛津町柿樋瀬 地内
- (3) 工 事 内 容 駅前広場整備 A=0.26ha

施設撤去工	一式	施設造成工	一式
給水汚水設備工	一式	雨水排水設備工	一式
舗装工	一式	擁壁工	一式
園路縁石工	一式	階段工	一式
案内板工	一式	柵工	一式
シェルター工	一式	移設工	一式
電気設備工	一式		
- (4) 予 定 工 期 契約締結の日から令和6年3月19日まで
- (5) 予 定 価 格 事後公表
- (6) 最低制限価格 有

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (2) 当該工事について、施工経験（土木一式）を有する建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。
- (3) 令和3・4年度の小城市入札参加資格者名簿に登録されている者であり、土木一式工事の登録があること。

- (4) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により土木一式工事特A級の認定を受けており小城市内に本店を有している者。
- (5) 本工事の入札参加資格確認書の提出期限日から開札の日までの間において、佐賀県及び小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本工事の入札参加届提出期限日以前6か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (7) 本工事の開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格申請書を再度提出し、前記(2)の決定を受けたものを除く。
- (8) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

3 入札参加届及び提出資料

- (1) 当該工事の入札に参加を希望する者は、入札公告の日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、入札参加届（様式第2号）及び配置予定技術者調書（様式第7号）を1部提出するものとする。

○様式については、小城市ホームページ[<https://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しておりますので、ダウンロードするか、下記受付場所に問い合わせください。

4 入札参加届等の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和5年2月20日（月）から令和5年2月27日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
小城市役所 建設部都市計画課都市整備係 電話：0952-37-6121
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は上記期間内に必着かつ、配達証明付き簡易書留郵便に限る）

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (2) 前記の説明を求める場合は、通知をした翌日から起算して5日（小城市の休日

に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に、説明を求めることができる。この書面の提出先は小城市役所建設部 都市計画課とする。

- (3) 入札参加資格がないと認められた理由について書面により説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から換算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- (4) 前記の回答に不服がある者は、入札参加資格がないと認められた理由の説明を受けた日から5日（休日を含まない。）以内に書面により苦情の申立てをおこなうことができる。この書面の提出先は小城市役所建設部都市計画課とする。
- (5) 前記による苦情の申立てが行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。
- (6) 苦情の申立てについては、小城市入札者指名等審査委員会において審議する。

6 資料の閲覧

入札参加申込者に対する本工事の特記仕様書、関係図面、金抜設計書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和5年2月17日（金）から令和5年3月17日（金）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
小城市役所 建設部都市計画課都市整備係 電話 0952-37-6121
- (3) 複写申込 メールにて申込みの上、ダウンロード用URLを返信する。

7 入札及び開札

本入札方法は、小城市電子入札執行要領に基づく電子入札とする。

- (1) 入札期間 令和5年3月16日（木）午前8時30分から令和5年3月17日（金）午後5時までの電子入札システム稼働時間
- (2) 開札日時 令和5年3月20日（月）午前9時30分から
- (3) 開札場所 小城市役所西館2階会議室

8 その他

(1) 入札保証金

小城市財務規則（平成17年規則第38号）第85条第1項第1号又は第2号の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、小

城市財務規則第104条第2項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 落札者の決定

落札者は、入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(4) 契約の方法、契約締結の時期及び工事費の支払い方法

ア 契約は小城市建設工事請負契約約款により契約する。

イ 完成前の工事費の支払いについては、小城市建設工事請負契約約款に定めるところにより行う。

(5) その他

ア 小城市建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定により最低制限価格を設定している場合は、見積もった入札金額が最低制限価格を下回る価格の時は、直ちに失格とする。

イ 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札すること。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行うこと。

ウ 小城市発注の工期が重複する近接した工事を、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。

エ 前金払有（各年度における支払限度額の契約金額の40%以内）

オ 部分払有（小城市財務規則第62条第3項の規定による。）

カ 入札心得については、小城市ホームページ[<https://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しているので、確認すること。

キ 本工事に係る下請負契約については、小城市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。

9 入札に関する質問及び問い合わせ先

この工事の質問は、令和5年2月28日（火）午前9時から令和5年3月8日（水）午後4時まで、下記の問い合わせ先のメールアドレスに提出し、到着確認のため電話連絡をすること。

なお、質問事項に対する回答は、入札参加者すべてに行います。

問い合わせ先 小城市役所 建設部都市計画課都市整備係

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
電話番号 0952-37-6121
メールアドレス toshikeikaku@city.ogi.lg.jp